

国土交通省組織令の一部を改正する政令案新旧対照条文（傍線部分は改正部分）  
 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）抄

改正案	現行
<p>（海事局の所掌事務）                      第十三条 海事局は、次に掲げる事務をつかさどる。                      一～七（略）                      八 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十六号）の規定による海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び焼却設備に関すること。                      九～十七（略）</p> <p>（安全基準課の所掌事務）                      第一百四十九条 安全基準課は、次に掲げる事務をつかさどる。                      一～三（略）                      四 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の規定による海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び焼却設備の基準の設定並びにこれらの設備等に関する検査制度の企画及び立案に関すること。                      五・六（略）</p> <p>（検査測度課の所掌事務）                      第一百五十条 検査測度課は、次に掲げる事務をつかさどる。                      一（略）                      二 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の規定による海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び焼却設備</p>	<p>（海事局の所掌事務）                      第十三条 海事局は、次に掲げる事務をつかさどる。                      一～七（略）                      八 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十六号）の規定による海洋汚染防止設備等、油濁防止緊急措置手引書及び焼却設備に関すること。                      九～十七（略）</p> <p>（安全基準課の所掌事務）                      第一百四十九条 安全基準課は、次に掲げる事務をつかさどる。                      一～三（略）                      四 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の規定による海洋汚染防止設備等、油濁防止緊急措置手引書及び焼却設備の基準の設定並びにこれらの設備等に関する検査制度の企画及び立案に関すること。                      五・六（略）</p> <p>（検査測度課の所掌事務）                      第一百五十条 検査測度課は、次に掲げる事務をつかさどる。                      一（略）                      二 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の規定による海洋汚染防止設備等、油濁防止緊急措置手引書及び焼却設備に関する</p>

に關すること（安全基準課及び首席船舶検査官の所掌に屬するものを除く。）。

三〇六（略）

（首席船舶検査官の職務）

第二百五十五条 首席船舶検査官は、船舶検査、海洋汚染及び海上災害の防止に關する法律の規定による海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書及び焼却設備の検査、危険物その他の特殊貨物の積付検査、船舶、船舶用機関及び船舶用品の型式承認試験及び検定並びに船舶の航行の安全の確保及び海洋の汚染の防止に係る外国船舶の監督に係る検査（船員労働環境課及び海技資格課の所掌に屬するものを除く。）の執行に關する事務並びに船級協会の行う船舶の検査の事務の審査に關する事務をつかさどる。

ること（安全基準課及び首席船舶検査官の所掌に屬するものを除く。）。

三〇六（略）

（首席船舶検査官の職務）

第二百五十五条 首席船舶検査官は、船舶検査、海洋汚染及び海上災害の防止に關する法律の規定による海洋汚染防止設備等、油濁防止緊急措置手引書及び焼却設備の検査、危険物その他の特殊貨物の積付検査、船舶、船舶用機関及び船舶用品の型式承認試験及び検定並びに船舶の航行の安全の確保及び海洋の汚染の防止に係る外国船舶の監督に係る検査（船員労働環境課及び海技資格課の所掌に屬するものを除く。）の執行に關する事務並びに船級協会の行う船舶の検査の事務の審査に關する事務をつかさどる。